令和８年４月
静岡県立掛川工業高等学校

いじめの防止等のための基本的な方針

静岡県立掛川工業高等学校（以下「本校」という。）は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」「重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年）に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定める。

第１章　いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の関係にある他の生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているもの」と定義する。

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　　等。

第２章　いじめ防止等のための対策

１　いじめ防止対策推進委員会の設置

(1) 構成員

委員長　　校長
副委員長　副校長
委員　　教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談室長、養護教諭
なお、必要に応じて、担任、部活動顧問、学科長、生徒課職員及びスクールカウンセラーを構成員に加える。

(2) 組織の役割

基本方針に基づく取組の実施、いじめ予防年間計画の作成とともに、いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。いじめの疑いがあった場合には、情報収集と記録、共有を行うとともに、緊急会議を開いて、いじめの情報を一元化し、組織的な対応を行う。

２　未然防止のための対策

(1) 教職員と生徒の信頼関係づくり（生徒理解、生徒との積極的な関わりなど）
(2) 生徒間のよりよい人間関係づくり（学級活動や生徒会活動、学校行事、部活動など）
(3) 道徳教育の推進（ボランティア活動の奨励、情報モラル教育の実施など）

(4) 規範意識の育成（あいさつ、交通ルール、身だしなみや校則を遵守する姿勢など）
(5) 保護者との連携（懇談会の実施や「相談室だより」の発行など）

3　早期発見のための対策

(1) アンケート調査の実施

「いじめに関するアンケート」「こころとからだの健康調査」を定期的に実施する。

(2) 相談体制の整備

・１年生全員に３分間カウンセリングを行い、相談室の場所と雰囲気の周知を図る。

・スクールカウンセラーが定期的に訪問し、生徒・保護者及び教員の相談を受ける。

(3) 生徒の言動の観察

・担任、部活動顧問、養護教諭、授業担当者は、生徒の言動や集団の雰囲気に注意を払う。

(4) いじめ相談窓口（外部）の周知

4　教職員の理解推進および研修の位置づけ

全ての教職員が、いじめ防止対策推進法及び国の基本方針等に基づくいじめの定義や、いじめの防止、早期発見及び事案への対処について共通理解を深め、適切に対応できるよう、年度当初の職員会議等において、本校の「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容及び学校いじめ対策組織の役割・対応手順を周知する。

また、年間計画に位置付けて校内研修を実施し、具体的な事例を通じて、いじめの認知、情報共有、組織的な対応及び被害生徒・関係生徒への支援等について理解を深め、教職員の資質能力の向上を図る。

第３章　いじめに対する措置

(1) 生徒等から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、「いじめ防止対策推進委員会」への通報等の適切な措置をとる（抱え込みをしない）。

(2) 生徒がいじめを受けていると思われるときは、「いじめ防止対策推進委員会」が生徒課、相談室、該当学年、該当学科、関係職員と連携し、速やかにいじめの事実の有無を確認する。その結果を県教委に報告する。

(3) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、次の５者に対して継続的な支援・指導・助言を行う。

〇被害生徒：全職員で情報を共有し組織的に支援する。指導後の経過観察（学年・学科等）やスクールカウンセラーによるカウンセリング等を行う。

〇被害生徒保護者：速やかに事実を伝える。学校の指導方針や具体的な計画を示した上で協力を得る。必要に応じて、学年・学科や相談室による支援を行う。

〇加害生徒：必要に応じて懲戒等の指導を行う。その場合、生徒指導内規に照らし、生徒課が適切な指導原案を作成する。相談室と連携して支援や助言を行う。

〇加害生徒保護者：情報を共有し、必要に応じて助言する。

〇関係する集団（クラス・部活動など）：学年・学科等を中心に、指導や支援を行う。

(4) 犯罪行為として取り扱われるべきときは、警察と連携して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのある場合は、直ちに警察に通報する。

第４章　重大事態への対応

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省　令和６年８月改訂）、「県立学校におけるいじめの重大事態対応マニュアル」（静岡県教育委員会　令和７年３月改訂）を踏まえ、適切に対処する。

１ 重大事態の認知

重大事態とは次のような場合を言う。

（１）いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ア 生徒が自殺を企画した場合

イ 精神性の疾患を発症した場合

ウ 身体に重大な傷害を負った場合

エ 金品等に重大な被害を被った場合　　等

（２）欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめ が原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

（３）生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てが あったとき、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・ 調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと判断しない。

２ 教育委員会への報告

重大事態が発生した場合には、「いじめ防止対策推進委員会」により情報の収集、事実確認記録、共有を行うと同時に指導方針の決定し、速やかに静岡県教育委員会へ報告する。

３ 「いじめ防止対策推進委員会」による調査

事態への対処や同様の事態への防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために以下の調査を行う。

なお、子どもの入院や死亡など、いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行う。

（１）いじめを受けた生徒とその保護者、いじめを行ったと思われ生徒への聞き取り

（２）いじめを受けた生徒及びいじめを行ったと思われる生徒の担任、部活動顧問、その他必要な教職員への事情確認、被害生徒・保護者への情報提供、報道対応

（３）当該クラス、当該部活動、当該学年、全校生徒等への聞き取り、アンケート調査の実施

４ 報告、及び情報提供

調査の結果については以下のとおり取り扱う。

（１）静岡県教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査結果をもとに

学校が把握した重大事態の事実関係などの情報を知らせる。

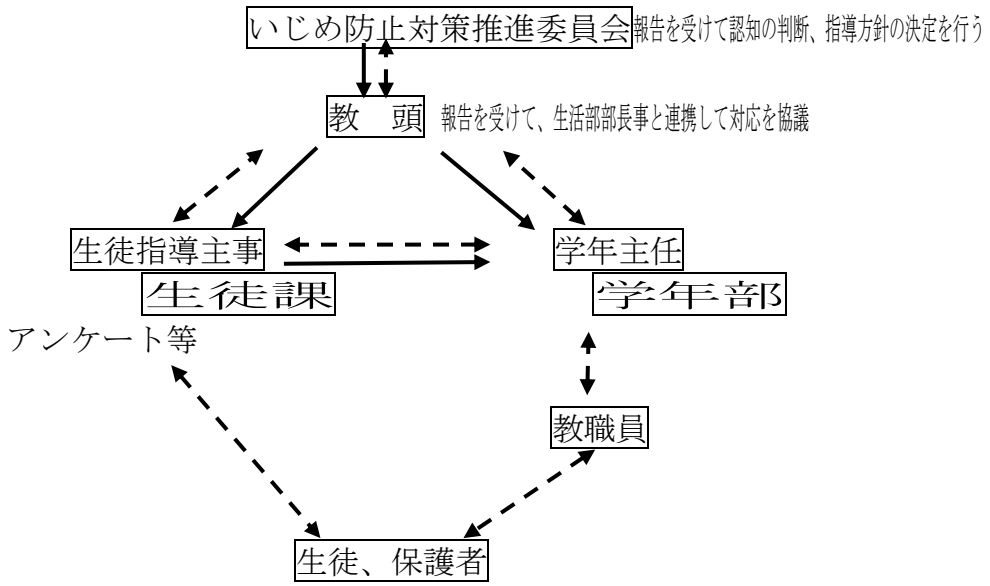
（２）必要に応じて学年集会、全校集会、保護者会において調査結果をもとに学校が把握した事実関係を報告する。

（３）報道機関等への情報提供が必要となったときには、静岡県教育委員会と連携を図り、協議のうえ情報を提供する。ただし、情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮をする。

適用

この方針は、令和７年４月１日から施行する。

※いじめに関する情報（点線矢印 ▬ ▬ ▬ ▶ ）が入った場合の流れ



いじめ対策委員会は、指導方針を決定し、生活部か学年部に対応の指示（実線矢印 ▬▬▬▶）を出す。

対応を指示しない者にも、指導方針の情報は伝える。

年間計画　　毎月：スクールカウンセラー来校　教育相談だよりの発行

月	行事等	対象	期待できる効果
４月	・特別支援・健康相談個別面談 ・基本方針の理解と共通認識 ・情報交換会 ・グループエンカウンター（１年） ・道徳教育「いじめについて」（１年） ・いじめアンケート・こころとからだの健康調査	１年生・保護者 職員 職員 １年生 １年生 全生徒	生徒理解・保護者との連携 法的ないじめの定義、いじめの認知、学校いじめ対策組織の役割等を確認する。 生徒理解 生徒間の人間関係づくり 道徳教育の推進 いじめの早期発見・生徒理解
５月	・心の教育ＨＲ懇談会 ・３分間カウンセリング（１年）	保護者・職員 １年生	保護者との連携 いじめの早期発見・生徒理解
６月	・校歌練習・応援練習	１年生	集団意識の育成
７月	・グループトレーニング ・スマホ・インターネット安全教室（１年） ・三者面談 ・インターンシップ	希望生徒 １年生 生徒・保護者 ２年生	ソーシャルスキルの育成 道徳教育の推進（情報モラル） 生徒理解・保護者との連携 生徒間の人間関係づくり
８月			
９月	・具体的事例に基づく対応力の向上	職員	事例を用いて研修を行うことにより、対応力の向上を図る
10 月	・いじめアンケート・こころとからだの健康調査 ・体育大会	全生徒 全生徒	いじめの早期発見・生徒理解 生徒間の人間関係作り
11 月	・葛川祭（文化祭）	全生徒	生徒間の人間関係づくり
12 月	・修学旅行（２年）ＨＲデー（１・３年） ・球技大会（３年） ・グループトレーニング	生徒 ３年生 希望生徒	生徒間の人間関係づくり 生徒間の人間関係づくり ソーシャルスキルの育成
１月	・いじめアンケート・こころとからだの健康調査	全生徒	いじめの早期発見・生徒理解
２月	・取組の検証と改善	職員	基本方針や次年度研修計画の見直し
３月	・球技大会（１・２年） ・グループトレーニング	１・２年生 希望生徒	生徒間の人間関係づくり ソーシャルスキルの育成